

島根県歯科技術専門学校「県内指定地区出身在学生支援」規則

(目的)

第1条 一般社団法人島根県歯科医師会（以下「本会」という。）では、島根県歯科技術専門学校（以下「学校」という。）に在学する島根県内（以下「県内」という。）の指定地区出身の学生の生活支援を行ない、同地区の本会会員が開設する歯科医療機関、並びにそれに準ずる機関の就業者の確保を図るとともに県内での若者定住対策に資する。

(申請対象者)

第2条 県内の次の指定地区出身の在学生で学生生活のために、一人暮らしをしている者で第1条の主旨を十分理解した者を対象者とする。但し、保護者（世帯主）を同一とし本校に在籍する兄弟姉妹のみで暮らしている場合はどちらか一方の者を対象とする。

- 一 飯南町
- 二 西部地区（大田市、邑智郡、江津市、浜田市、益田市、鹿足郡）
- 三 隠岐郡

(申請手続き)

第3条 この規則に基づく支援の認定を受けようとする学生は、各学年の申請期日までに県内指定地区出身在学生支援申請書兼誓約書（以下「申請書」という）に必要な書類を添えて申請手続きを行うものとする。

- 一 申請期日 4月15日
- 二 申請に必要な添付書類
 - イ 保護者（保証人）の住民票
 - ロ 賃貸住宅の契約書の写し
 - ハ 賃貸住宅の貸主又は仲介業者による住居証明書
- 2 更新手続き（2回目以降）は、申請書（更新用）に前項の必要な書類のうちイ及びハを添えて、更新手続きを行うものとする。
- 3 添付書類に変更が生じた場合は、速やかに再提出するものとする。

(認定・承認)

第4条 学校の歯科技工士科、歯科衛生士科の各教務委員会は、申請書類に基づいて審査、認定する。

- 2 理由不明の欠席の多い学生、停学処分を受けたことのある学生、留年した学生、その他支援の対象とするにふさわしくないと判断された学生については、認定しないことができる。
- 3 学校の歯科技工士科、歯科衛生士科の各教務委員会は、認定した学生について、校長に報告しなければならない。
- 4 校長は、認定の報告を受けたときは、関係書類を精査し、支援の承認決定をするとともに、認定した学生の保護者に対し、「県内指定地区在学生支援認定書」で通知するものとする。
- 5 校長は、支援の承認結果を本会会長に報告しなければならない。

(支援・学費納入方法)

第5条 支援の方法は、各学期の授業料10万円（年額20万円）を限度に減免するものとする。

- 2 本会会長は、校長より支援の承認結果の報告を受けて、会計担当理事に相当額の支出命令をするものとする。
- 3 校長は、認定した学生の保護者に対し、学費（授業料・実習費）より支援金を差し引いた納付書を送付するものとする。
- 4 認定を受けた学生の保護者は、納入依頼に基づいて期日までに学費（授業料、実習費）を納入するものとする。

(支援金返金免除の条件)

第6条 在学中に支援を受けた者は、歯科衛生士、歯科技工士として本会会員が開設する歯科医療機関、並びにそれに準ずる機関に、支援を受けた年数勤務することとする。

- 2 支援金の返金免除を受けようとする者は、期間満了まで概ね6カ月ごとに雇用証明書を本会に提出するものとする。

(支援金の返金)

第7条 次のいずれかに該当するときは、授業の減免分及び支給された支援金の一部又は全額を本人又は保証人が一括返金しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は理事会の議を経て免除する場合がある。

- 一 退学したとき。
- 二 国家試験に不合格だったとき。ただし、次年度国家試験を受験する者は1年間猶予する。
- 三 支援を受けた年数内に、歯科衛生士、歯科技工士として本会会員が開設する歯科医療機関、並びにそれに準ずる機関を退職したとき。
- 四 雇用証明書を期日までに提出しなかった場合。

(返金額の算定方法)

第8条 返金額の算定方法は次に定める。

- 一 第7条一及び二に該当する場合は、全額を返金すること。
- 二 第7条三に該当する場合は、定められた期間内で勤務年数を6カ月単位で区切り返金額を算定する。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改正は、島根県歯科技術専門学校運営部委員会で議決し、本会理事会の承認を得なければならない。

- 2 この規則は、本会代議員会の議決を得なければ廃止することができない。

附 則

- 1 この改正規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この改正規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 4 この改正規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 5 この改正規則は、令和3年4月1日から施行する。